

## 「ひょうご 福祉の現場 若手リーダー賞」要項

- 目的**
- (1) 福祉施設・団体（高齢、児童養護・母子生活支援、障害、保育、難病など）や社会福祉協議会で働く若手職員を励ます。
  - (2) 福祉の現場で働く貴さ、社会的意義を多くの人に知らしめ、ひいては福祉の道を志す者の目標の賞となるべく制定する。
  - (3) 継続事業として毎年取り組む。

**主催** 公益財団法人神戸新聞厚生事業団

**後援** 兵庫県、神戸市、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会、株式会社神戸新聞社（賞の PR など協力をいただく）

**協力** 神戸市母子生活支援施設協議会、兵庫県母子生活支援施設協議会、神戸市児童養護施設連盟、神戸市乳児院連盟、一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会、公益社団法人神戸市私立保育園連盟、神戸市身体障害者施設連盟、兵庫県身体障害者支援施設協議会、神戸市知的障害者施設連盟、一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟、兵庫県乳児院連盟

（順不同、協力 13 団体には候補者のご推薦を依頼する）

- 対象**
- (1) 通算 10 年以上福祉の仕事に携わった職員（正規、非正規などは問わない）を対象とする。
  - (2) 当初は兵庫県内の施設・団体の職員らを対象とし、名称を「ひょうご 福祉の現場 若手リーダー賞」とするが、同賞の運営が軌道に乗れば、近畿圏に拡大し名称を改めることも検討する。
  - (3) 応募は、①施設・団体の推薦 ②自薦の 2 種類。所定の応募用紙をダウンロードし、所定期日までに必要事項を記入して申し込む。
    - ① 施設・団体推薦の場合（各施設・団体から 1 名）は、職場の担当者が応募用紙をダウンロードし、被推薦者の経歴・取り組みなどを記入し、職場の長を通じて提出する。

- ② 自薦の場合は経歴・取り組みなどを記入し、団体の代表者及び職場の所属長からの推薦文も添えること。

### **選考・表彰**

- (1) 福祉の現場のリーダーとして、利用者らに愛情ある態度で接し、組織の改善に取り組み、生きる喜びを、身をもって伝えているかを選考の指針とする。組織・団体の事業活動を参考としながらも個人の業績、働きぶりに重点を置く。
- (2) 被表彰者は3名（上限）とし、各人には賞金20万円のほか、表彰状と記念品（盾、トロフィー等）を授与する。被表彰は1回限りとする。
- (3) 選考委員会の規定は別途定める。
- (4) 書類（1次）選考通過者を対象に（2次）選考会を開催し、これまでの取り組みなどを自己PRで披露してもらう。
- (5) 2次選考会では候補者の面接を実施。候補者が退出した選考会終了後に別室で行う最終選考委員会で、受賞者名簿（上限3名）を決定する。
- (6) 毎年11月までに受賞者を発表し、表彰式を行う。受賞者の経歴、活動の様子などを、神戸新聞紙上に写真・記事を掲載し顕彰する。

### **募集（公募）・事務局**

- (1) 募集については神戸新聞紙上で募集し、公益財団法人神戸新聞厚生事業団のホームページなどでも告知する。
- (2) 事務局を公益財団法人神戸新聞厚生事業団（神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル内）に置き、同財団のホームページに同賞の要項並びに応募用紙を添付する（応募は毎年7月末に事務局に郵送する）。

<事務局住所> 〒650-0044 兵庫県 神戸市 中央区 東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル内

<電話番号> 078・362・7150（平日10時～17時）

<メールアドレス> [k-kouseijigyou@kobe-np.co.jp](mailto:k-kouseijigyou@kobe-np.co.jp)

第7回 ひょうご 福祉の現場 若手リーダー賞  
令和8（2026）年度 予定表

**【募集】** 2026年6月に神戸新聞紙上及び神戸新聞厚生事業団のホームページ

**【締め切り】** 2026年7月31日（金）17時必着

**【1次選考（書類選考）】**

1次（書類）選考通過者には個別に連絡する。

選考委員に1次選考通過者の資料の送付

（資料は8月29日の最終選考終了後に回収）

**【2次選考会（自己PR・面接）・最終選考委員会（受賞者名簿決定）】**

2026年8月29日（土）に神戸市中央区東川崎町1-5-7、

神戸情報文化ビル（神戸新聞社）14階会議室にて、

2次選考会及び最終選考委員会を開催。

2次選考会出席者には、会場までの交通費を支給する。

**【結果発表】** 入賞者は10月に神戸新聞紙上で発表

**【表彰式】** 各受賞者が所属する施設の上部団体の役員会、職場などで実施。

事務局が法人役員会、催し会場、職場を訪問して実施している。